

審議会等の概要

審議会等の名称	岡山県備中地域感染症診査協議会
設置根拠等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 24 条 感染症診査協議会条例（平成 11 年岡山県条例第 12 号）
設置年月日	平成 11 年 4 月 1 日
委員数・任期	委員数：10 名（感染症指定医療機関の医師 3 名、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 3 名、法律に関し学識経験を有する者 2 名、医療及び法律以外の学識経験を有する者 2 名） 任期 3 年
所掌事務	1. 都道府県知事の諮問に応じ、第 18 条第 1 項の規定による通知、第 20 条第 1 項（第 26 条において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び第 20 条第 4 項（第 26 条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること。 2. 第 18 条第 6 項及び第 19 条第 7 項（第 26 条において準用する場合を含む。）の規定による報告に関し、意見を述べること。
会議の公開・非公開の別	会議：非公開 ・本会議は、検討事項に個人情報等を含み、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため非公開とする。（岡山県行政情報公開条例第 7 条第 2 号該当）
開催実績等	・岡山県備中地域感染症診査協議会 平成 25 年 3 月 6 日（水） ・結核に係る事項を審議するための部会（岡山県備中地域感染症診査協議会結核部会）は、原則毎月第 1・3 水曜 13:30～
問い合わせ先	岡山県備中保健所 保健課 保健対策班 電話（直通）086-434-7024 FAX 086-425-1941
備考	